

## 「大河原町インスタフォトコンテスト 2026」審査要領

### 1 目的

この審査要領は、大河原町が実施した「大河原町インスタフォトコンテスト 2026」の審査について、必要な事項を定めるものとする。

### 2 賞

賞は次のとおりとする。

賞の名称、選定数、賞品

町制施行70周年記念特別賞	1 作品（大河原町の特産品 5 千円相当）
町長賞	1 作品（大河原町の特産品 3 千円相当）
副町長賞	1 作品（大河原町の特産品 3 千円相当）
教育長賞	1 作品（大河原町の特産品 3 千円相当）
合計 4 作品	

### 3 審査員

(1) 町制施行 70 周年記念特別賞の審査員は、以下のとおりとする。

ア 大河原町総務課職員

イ 大河原町商工観光課職員

(2) 町長賞の審査員は、大河原町長とする。

(3) 副町長賞の審査員は、大河原町副町長とする。

(4) 教育長賞の審査員は、大河原町教育長とする。

### 4 審査基準

審査基準は、次のとおりとする。

(1) 募集のテーマに沿っているか。

(2) 次の注意事項に沿っているか。

ア 応募する写真は、大河原町内で撮影されたものであること。なお、撮影時期は問わない。

イ 立ち入り禁止区域や撮影禁止場所で撮影された写真、法律や公共ルールに反した写真ではないこと。

ウ 第三者の著作権や肖像権を侵害した写真ではないこと。

エ 他の写真コンテストに応募したことがある写真は、審査の対象外とする。

オ 撮影時とは大幅に異なる画像の合成及び大幅な画像処理（明度、彩度、色調等の調整を除く）をした写真は、審査の対象外とする。

カ 1つのアカウントにつき、受賞作品は1作品までとする。

## 5 審査手順

各賞における審査手順は、次のとおりとする。

- (1) 各審査員は候補作品の中から 10 作品を選定し、審査を行う
- (2) 大河原町総務課職員及び商工観光課職員が優れていると認めた作品を町制 70 周年記念特別賞として決定する。
- (3) 大河原町長が優れていると認めた作品を町長賞として決定する。
- (4) 大河原町副町長が優れていると認めた作品を副町長賞として決定する。
- (5) 大河原町教育長が優れていると認めた作品を教育長賞として決定する。

なお、上記審査手順で選定された作品の応募者と一定期間連絡を取ることができない場合や、辞退によって入賞者に欠員が生じた場合には、次点の作品を繰り上げて選定し、次点がない場合には、審査員が改めて候補作品を推薦し選定することとする。

## 6 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項がある場合は、別に定めるものとする。